

相 続 定 期 預 金

(令和7年4月1日改正)

1. 商 品 名	相続定期預金
2. 販 売 対 象	・ 個人組合員（相続人本人のみ） ※出資金1万円以上お持ちの方が対象となります ・ 当組合（当組合以外の金融機関を含む）の所定の相続手続完了日（不明な場合は死亡日）から1年以内に相続により取得した資金が原資となります
3. 期 間	・ 3年、5年 ・ 自動継続（元利金継続、元金継続）のみ取扱います
4. 預 入	
(1) 預 入 方 法	・ 一括預入
(2) 預 入 金 額	・ 100万円以上 ・ 預入限度額 相続により取得された資金額
(3) 預 入 単 位	・ 1円単位
(4) 預 入 形 態	・ 通帳式（定期預金通帳・総合口座通帳）のみ
(5) 預 入 店 舗	・ お1人様1店舗に限らせて頂きます
5. 払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利 息	
(1) 適 用 利 率	・ 預入期間3年もの固定利率 年 0.55% ・ 預入期間5年もの固定金利 年 0.75% ・ 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率を適用します
(2) 計 算 方 法	・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算とします
(3) 利 払 方 法	・ 満期日以後に一括して支払います
7. 税 金	・ 20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日の期間に支払われる利息には復興特別所得税が課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率となります（マル優を利用の場合は除きます）
8. 手 数 料	——
9. 付 加 で き る 特約事項	・ 「総合口座」の担保とすることができます （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率） ・ マル優の取扱ができます

10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 <table border="1" data-bbox="445 259 1402 878"> <tr> <th>中途解約日までの期間</th><th>期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）</th></tr> <tr> <td>6ヶ月未満</td><td>解約日における普通預金利率</td></tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「6ヶ月」利率×70%</td></tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「1年」利率×70%</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「2年」利率×70%</td></tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「3年」利率×70%</td></tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td><td>預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「4年」利率×70%</td></tr> </table>	中途解約日までの期間	期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「6ヶ月」利率×70%	1年以上2年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「1年」利率×70%	2年以上3年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「2年」利率×70%	3年以上4年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「3年」利率×70%	4年以上5年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「4年」利率×70%
中途解約日までの期間	期限前解約利率（小数点第4位以下切捨て）														
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率														
6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「6ヶ月」利率×70%														
1年以上2年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「1年」利率×70%														
2年以上3年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「2年」利率×70%														
3年以上4年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「3年」利率×70%														
4年以上5年未満	預入日における店頭表示の 自由金利型定期預金(M型)「4年」利率×70%														
11. 金利情報の入手方法	・金利については窓口でお問い合わせください														
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記の窓口をご利用ください 【窓口：お取引先店舗または当組合お客様相談室】 【お客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：0120-007-882 住所：岐阜市美江寺町2丁目4番地3 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください ホームページアドレス https://www.shoushin.co.jp 苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています <table border="1" data-bbox="459 1686 1399 2024"> <tr> <td>東海地区しんくみ苦情等相談所 （東海信用組合協会内）</td><td>しんくみ相談所 （(社)全国信用組合中央協会）</td></tr> <tr> <td>〒453-0015 名古屋市市中村区椿町3-21</td><td>〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1</td></tr> <tr> <td>052-451-2110</td><td>03-3567-2456</td></tr> <tr> <td>月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:30</td><td>月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00</td></tr> </table> ・紛争解決措置 岐阜県弁護士会 示談あっせんセンター（058-265-0020）、東京	東海地区しんくみ苦情等相談所 （東海信用組合協会内）	しんくみ相談所 （(社)全国信用組合中央協会）	〒453-0015 名古屋市市中村区椿町3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1	052-451-2110	03-3567-2456	月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:30	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00						
東海地区しんくみ苦情等相談所 （東海信用組合協会内）	しんくみ相談所 （(社)全国信用組合中央協会）														
〒453-0015 名古屋市市中村区椿町3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1														
052-451-2110	03-3567-2456														
月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:30	月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00														

	弁護士会 紛争解決センター（０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会 仲裁センター（０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会 仲裁センター（０３－３５８１－２２４９）、愛知県弁護士会 紛争解決センター（０５２－２０３－１７７７）、愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（０５６４－５４－９４４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合お客様相談室またはしんくみ苦情等相談所へお申出ください
13. その他参考となる事項	・この商品は預金保険制度の対象です ・保険事故が発生したときに、借入金債務との相殺が可能です ・金利情勢等により、取扱期間中に大幅な金利変動があった場合には、適用利率を変更するか取扱を中止することがあります ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します